



福島医発第 2083 号（地）

平成 26 年 10 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて」の一部改正について

公害診療報酬の額の算定において、肺炎球菌ワクチンが指定疾病の続発症予防として使用された場合、公害医療の療養の給付対象として、公害診療報酬として請求できますことは、平成 19 年 4 月 20 日付福島医発第 114 号（地）によりご案内申し上げているところであります。

今般、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」が平成 26 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、高齢者の肺炎球菌感染症が予防接種法に基づき定期予防接種の対象疾病に追加されることとなりますが、従来の取扱いに加えて、被認定者が予防接種法に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し自己負担分を支払った場合においても、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の範囲において、自己負担分は、療養費として被認定者からの請求が可能となった旨、環境省より日本医師会を通じて通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、詳細につきましては、添付資料をご参照ください。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「医療保険」に掲載が予定されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎

会長 廣瀬真恵

日医発第 702 号 (保 130)
平成 26 年 9 月 25 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法における
肺炎球菌ワクチンの取扱いについて」の一部改正について

公害診療報酬の額の算定において、肺炎球菌ワクチンが指定疾病の続発症予防として使用された場合、公害医療の療養の給付対象として、公害診療報酬として請求できますことは、平成 19 年 4 月 10 日付日医発第 28 号 (保 4) によりご案内申し上げているところであります。

今般、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」が平成 26 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、高齢者の肺炎球菌感染症が予防接種法に基づき定期予防接種の対象疾病に追加されることとなりますが、従来の取扱いに加えて、被認定者が予防接種法に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し自己負担分を支払った場合においても、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の範囲において、自己負担分は、療養費として被認定者からの請求が可能である旨、一部改正されましたのでご連絡申し上げます。詳細につきましては、添付資料をご参照ください。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「医療保険」に掲載いたします。

【添付資料】

- ・「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて」の一部改正について
(平 26.9.9 環保企発第 1409091 号 環境保健部企画課保健業務室長)



環保企発第 1409091 号
平成 26 年 9 月 9 日

公害健康被害の補償等に関する法律
主管部（局）長 殿

環境省 総合環境政策局
環境保健部企画課保健業務室長

「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて」の一部改正について

公害診療報酬における肺炎球菌ワクチンの診療報酬の額の算定については、「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて」（平成 19 年 3 月 28 日付環保企発第 070328001 号総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長通知。以下「室長通知」という。）により行ってきたところである。

今般、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 247 号）及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 80 号）が平成 26 年 10 月 1 日から施行され、高齢者の肺炎球菌感染症が予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種の対象疾病に追加されることとなった。旧第一種地域の被認定者についても当該接種の対象者になりうるが、被認定者の肺炎球菌ワクチンの予防接種については、従前のおり、指定疾病の続発症発症防止に必要と認める場合は療養の給付として取り扱っても差し支えない。また、予防接種法に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し自己負担分を支払った者に対しては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第 40 号）の範囲において自己負担分を療養費で支払うこととされたい。

なお、これに伴い、室長通知を下記のとおり改正し、本年 10 月 1 日から適用することとしたので、関係方面への周知に遺漏のないように取り扱われたい。

記

室長通知の「記 1. 肺炎球菌ワクチンの診療報酬の額の算定について」中「公害医療の療養の給付の対象とし、公害診療報酬として請求できるものとする。」の下に「なお、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し

自己負担分を支払った者に対しては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）の範囲において、自己負担分を療養費で支払うこととされたい。」を加える。

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて（平成 19 年 3 月 28 日環保企発第 070328001 号環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長通知）

新 記	旧 記
1. 肺炎球菌ワクチンの診療報酬の額の算定について （略） しかしながら、肺炎球菌ワクチンが呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症の予防に有効であるとされていることから、公害医療の特殊性にかんがみ、指定疾病の続発症予防として使用される場合においては、公害医療の療養の給付の対象とし、公害診療報酬として請求できるものとする。なお、<u>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し自己負担分を支払った者に対しては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第 40 号）の範囲において、自己負担分を療養費で支払うこととされたい。</u> 2. 留意点 （略）	1. 肺炎球菌ワクチンの診療報酬の額の算定について （略） しかしながら、肺炎球菌ワクチンが呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症の予防に有効であるとされていることから、公害医療の特殊性にかんがみ、指定疾病の続発症予防として使用される場合においては、公害医療の療養の給付の対象とし、公害診療報酬として請求できるものとする。 2. 留意点 （略）

公害健康被害の補償等に関する法律

主管部（局）長 殿

環境省 総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額
の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて（通知）

標記については、下記のとおりとするので、関係方面への周知方について格段の御配慮を
願いたく通知する。

記

1. 肺炎球菌ワクチンの診療報酬の額の算定について

肺炎球菌ワクチンは、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 59 号）
の規定に基づく使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 60 号）別
表に収載された薬剤であり、その投与対象は、

2 歳以上で肺炎球菌による重篤疾患に罹患する危険が高い次のような個人及び患者

（1）脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防

（2）肺炎球菌による感染症の予防

①鎌状赤血球疾患、あるいはその他の原因で脾機能不全である患者

②心・呼吸器の慢性疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等の基礎疾患
のある患者

③高齢者

④免疫抑制作用を有する治療が予定されている者で治療開始まで少なくとも 14 日以
上の余裕のある患者

とされているが、「薬価基準の一部改正について」（平成 4 年 8 月保険発第 123 号厚生省
保険局医療課長通知）により、「本製剤は、「2 歳以上の脾摘患者における肺炎球菌によ
る感染症の発症予防」に限り保険給付の対象とするものであること。」とされていること
から、公害診療報酬の額の算定においても、同様の取り扱いとしてきたところである。

しかしながら、肺炎球菌ワクチンが呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症の予

防に有効であるとされていることから、公害医療の特殊性にかんがみ、指定疾病の続発症予防として使用される場合においては、公害医療の療養の給付の対象とし、公害診療報酬として請求できるものとする。なお、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し自己負担分を支払った者に対しては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第 40 号）の範囲において、自己負担分を療養費で支払うこととされたい。

2. 留意点

接種に当たっては、添付文書の記載事項に十分留意すること。特に再接種を行う場合には、その必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保して行うことに留意されたい。